

入札説明書

令和8年札幌市告示第2788号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年7月10日

2 契約担当部局

(1) 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民生活部消費生活課
電話 011-211-2245
電子メール：sapporoshohi@city.sapporo.jp

(2) 業務担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通7丁目南7番20号
札幌市市民文化局市民生活部消費生活課計量検査所
電話 011-846-6681
電子メール：keiryokensa@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

計量検査所機械警備業務

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和8年10月1日(木)から令和13年9月30日(火)までの60か月

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

札幌市計量検査所庁舎（札幌市白石区本通7丁目南7番20号）

(5) 入札方式

事後審査入札方式

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」に登録がある事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (イ) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）

を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（北海道公安委員会規則第1号）第2条に定められた、時間以内に緊急要員を当該物件に急行させることが可能なこと。
- (8) 入札参加者が行うすべての業務を対象とした賠償責任保険（保険期間が1年以上のもの）に加入していること。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 受注案件など個別案件のみを補償対象とした保険
 - イ 入札告示日以降に新規に加入した保険（更新を除く。）

5 質問及び回答について

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により、提出すること。

ア 提出期間

令和8年7月16日(木)17時00分まで

イ 提出場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

ウ 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。

電子メールによる場合は、sapporoshohi@city.sapporo.jpあてに送付すること。

(2) 回答について

原則として、令和8年7月17日（金）15時00分以降に、下記URLで示す札幌市公式ホームページ内「市民生活部」の入札情報ページに掲載する。

<http://www.city.sapporo.jp/shohi/keivaku/ippankyoso/ippan.html>

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

(2) 入札書の受領期限

令和8年7月22日（水）12時00分まで（送付による場合は必着）

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1にて作成し、持参又は送付により提出するものとし、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。また、提出に当たっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「計量検査所機械警備業務」の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、それぞれに「計量検査所機械警備業務」の入札書在中」の旨を記載すること。（(6)の委任状は、内封筒に同封しないこと。）

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があつたにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかつたときは、当該入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、6(2)の受領期限までに代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月22日（水）15時00分

イ 場所 札幌市役所本庁舎13階市民文化局消費生活課事務室
（札幌市中央区北1条西2丁目）

(8) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格を下回る価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とし、再度入札の方法及び期日については、再度入札が行われることとなった場合に別途入札者に通知する。
- カ 開札に立ち会わなかった入札者に対しては、開札後速やかに開札の内容を連絡する。

7 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する以下の書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- (ア) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙3）
- (イ) 競争入札参加資格認定通知書の写し
- (ウ) 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- (エ) 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第2条に定められた、時間以内に緊急要員を当該物件に急行させることのできることを説明する資料（様式自由）
- (オ) 入札参加者が行うすべての業務を対象とした賠償責任保険に加入していることがわかる資料
- (カ) 他の札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）と資本関係又は人的関係がある場合は資本関係・人的関係調書

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 免税事業者であることの申し出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙5のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、入札参加資格が認められなかった理由について、その事実を知りえた日から10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2(1)に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。